

健康情報

今月の担当



保健師
ふじむら なおみ
藤村 直美

なくそう！望まない受動喫煙

受動喫煙防止対策はマナーからルールに変わります

●屋内に喫煙可能な場所がある場合、その旨を示す標識の掲示が義務付けられます。
※標識は北海道ウェブサイトでダウンロードできます。

施設に「喫煙専用室」を設置
〔喫煙：可 飲食の提供：不可〕



施設に「加熱式たばこ専用喫煙室」を設置
〔喫煙：加熱式たばこ可 飲食の提供：可〕



施設に「喫煙可能室」を設置
〔喫煙：可 飲食の提供：可〕



施設全体が「喫煙可能店」
〔喫煙：可 飲食の提供：可〕



施設全体が「喫煙目的店」
〔喫煙：可 飲食の提供(主食を除く)：可〕



喫煙目的店
※バー・スナック等

たばこの先から出る煙は、喫煙者が吸い込む煙よりもニコチンやタール、一酸化炭素などの有害物質を発生しており、健康被害が大きいいため望まない受動喫煙をなくしていく必要があります。

世界的にみると、公共の場所を屋内全面禁煙にしている国が世界主要55カ国にも及んでいるのに比べ、日本は受動喫煙の防止対策が遅れているといわれています。平成22年

4月1日からほとんどの店が屋内禁煙になっています。

原則屋内禁煙の施設
▽ 飲食店、事業所、旅館(客室を除く) 美・理容室など

WHO(世界保健機関)とIOC(国際オリンピック委員会)は、たばこのないオリンピックを共同で推進することに合意しており、ブラジルや平昌で開催されたオリンピック・パラリンピックでは飲食店を含めたすべての屋内で完全禁煙となっており、罰則も決められています。日本も、東京オリンピック・パラリンピックを控え、国際水準の対策が求められています。

そこで日本では健康増進法の一部を改正し、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールに変わります。この法律は、多くの人が利用する施設の屋内での喫煙を原則禁止し、施設の管理者が行うべき措置について定めています。

昨年7月1日には健康増進法の一部施行が始まり、学校や病院、役場などは原則敷地内が禁煙となりました。

20歳未満は喫煙エリアへ立入禁止です。

健康への影響が大きい20歳未満の方は、客だけではなく従業員であっても立ち入り禁止となります。保護者や雇用主は受動喫煙の防止に配慮しましょう。

4月1日からは、全面施行となり、飲食店、旅館、事務所などが、原則屋内禁煙となります。施設の管理者は、屋内に喫煙可能な場所を設置する際、その旨を示す標識を提示する義務があり、20歳未満に立ち入らせることはできません。違反者には罰則の適用(過料)が課せられることがあります。

町では、災害情報や町からのお知らせが放送される「防災行政無線」を無償貸与しています。

「もしものとき」は明日かもしれない 問い合わせ 総務課 情報防災グループ ☎ 27-2322

防災のページ 自治会等における自主防災活動について



自主防災組織の必要性・重要性については、平成7年の阪神淡路大震災以降、注目されるようになり、また、平成23年の東日本大震災、平成30年の西日本豪雨等における反省、教訓をもとに国は「避難勧告等に関するガイドライン」を改訂し、「自らの命は自らが守る意識の徹底」と「地域の災害リスクと取るべき避難行動等の周知」を重点にすること、すなわち「自助」、「共助」の取り組みを強化・推進していくことに大きくかじを切っており、昨年の台風第19号、その後の前線の影響による大雨により、河川の氾濫・土砂災害等では、個々の間違った判断から、逃げ遅れ、自宅ごと流された方、避難を開始したが車ごと流されるなど多くの方が犠牲となりました。

これらを防ぐには、個人・ご家庭ごとに事前の準備をしっかりと、常に必要な情報を入手し、

適切にタイミングを判断して安全に避難することが必要です。

簡単な事のように、ご家庭それぞれに、お年寄りの方、介護が必要な寝たきりの方、妊婦の方、重度の障害をお持ちの方、避難の際に何らかの手助けが必要な方がいます。

これらを地域にしっかりと根付いて組織的にサポートするには、自治会等での自主防災活動が不可欠、重要なこととなります。

胆振東部地震の際、全国各地から多くの激励・ご支援をいただいた町であり、これから復興に向けて、全国が防災に関して厚真町がどう変わっていくのかが注目されています。行政だけでなく、住民の方々も一緒になって「安心して暮らせる災害に強いまちづくり」を目指し取り組んでいくことが大切です。

○自主防災組織の設置 (自治会等ごと)

胆振東部地震以前は1地区(豊川)でしたが、地震以降3地区(幌内、富里、上厚真)で自主防災組織が設置され、34自治会中4つの自治会で設置(11.7%)となりました。町では、すべての自治会等での設置を目標としています。

○地区防災計画の策定 (コミュニティタイムライン、避難計画、避難所運営等)

災害リスクをもとに、町の防災担当職員、消防職員などが支援してワークショップ形式で地区それぞれの特性に応じた計画を策定していきます。

○自主防災組織のリーダー育成

北海道で実施される「北海道地域防災マスター」の認定講習会を活用して防災リーダーを育成していきます。普段からの防災への備え、災害時におけるリーダー(中心的役割)になります。

○自主防災組織育成助成事業を活用した防災資機材などの充実

一般財団法人 自治総合センターによる宝くじの社会的貢献広報事業を活用し、防災活動に必要な設備など(建築物、消耗品は除く)を整備するものです。
※対象は市町村が認める自主防災組織であり、町へ自主防災組織結成届の届け出が必要となります

○コミュニティ相互の支援ネットワークづくり

各自主防災組織間相互の災害時支援のネットワークを形成し、町内における相互の助け合いができるようにしていきます。

目標 すべての自治会等で 自主防災組織の設置 地区防災計画等の策定

主体は自治会等となりますが、町の防災担当が全面的に支援します。お気軽に町の防災担当に、ご相談ください。